

序章 都市計画マスタープランについて

序-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」です。平成 4 年（1992 年）の都市計画法改正により創設され、都市計画区域（必要に応じて行政区域全域）を対象とした整備等の方針や、個別・具体的都市計画の法的根拠となる計画です。

都市づくりを担うのは行政だけでなく、市民、事業者などの各主体が高崎市の将来像や方針を共有し、同じ方向に向かってそれぞれが取組を進められるように、本市の最上位計画である総合計画や群馬県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すものとし、関連計画とも整合を図ります。また、立地適正化計画は、都市再生特別措置法により都市計画マスタープランの一部とされています。

都市計画の決定・変更や個別詳細計画は、都市計画マスタープランに基づいて定められます。

■ 計画体系上の位置づけ

